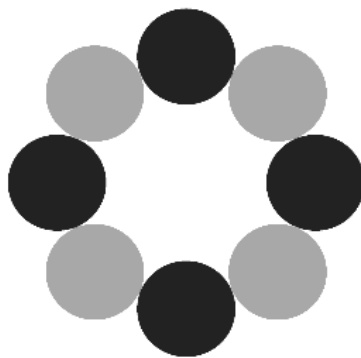


令和5年南砺市議会定例会  
令和5年12月会議  
追加議案書（12月8日）



南砺市

# 令和5年12月会議提出案件

## 目 次

### 予算関係

議案第 100号	令和5年度南砺市一般会計補正予算（第10号）……………	3
----------	-----------------------------	---

### 条例関係

議案第 101号	南砺市国民健康保険税条例の一部改正について……………	14
----------	----------------------------	----

議案第100号

令和5年度南砺市一般会計補正予算（第10号）

令和5年度南砺市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ252,331千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,194,474千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		3,001,974	252,331	3,254,305
	2 国庫補助金	1,575,215	252,331	1,827,546
歳入合計		34,942,143	252,331	35,194,474

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		9,153,328	252,331	9,405,659
	1 社会福祉費	5,903,377	252,331	6,155,708
歳 出 合 計		34,942,143	252,331	35,194,474

## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1. 総括

#### 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	3,001,974	252,331	3,254,305
歳入合計	34,942,143	252,331	35,194,474

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	9,153,328	252,331	9,405,659	252,331			
歳 出 合 計	34,942,143	252,331	35,194,474	252,331			

## 2. 歳入

第 16 款 国庫支出金

第 2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	494,913	252,331	747,244	1 総務管理費補助金	252,331	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金[定額] 252,331
計	1,575,215	252,331	1,827,546			



### 3. 歳出

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 社会福祉総務費	1,212,523	252,331	1,464,854	3 職員手当等	294	15 電力・ガス・ 食料品等価格 高騰緊急支援 給付金給付費	252,331	(国) 252,331			補正前額 / 補正額 / 補正後額 118,918 / 252,331 / 371,249 物価高騰重点支援臨時給付金 ・職員手当 294 ・事務費 100 ・通信費 869 ・口座振込等手数料 400 ・システム改修等業務委託料 4,268 ・給付金 246,400	
計	5,903,377	252,331	6,155,708	10 需用費	100							
				11 役務費	1,269							
				12 委託料	4,268							
				18 負担金補助及び 交付金	246,400							
							252,331	252,331				

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 一 般 職

### (1) 総 括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(504) 637	573,972	2,183,697	1,108,295	3,865,964	741,735	4,607,699	
補 正 前	(504) 637	573,972	2,183,697	1,108,001	3,865,670	741,735	4,607,405	
比 較				294	294		294	

( ) 内は、短時間勤務職員 (外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	56,567	38,250	14,669	46,506	20,772	67,108		
	補正前	56,567	38,250	14,669	46,506	20,772	66,814		
	比 較						294		
職員手当 の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後		948	3,095	501,206	337,114	22,060		
	補正前		948	3,095	501,206	337,114	22,060		
	比 較								

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(22) 512		1,906,010	1,014,197	2,920,207	580,812	3,501,019	
補 正 前	(22) 512		1,906,010	1,013,903	2,919,913	580,812	3,500,725	
比 較				294	294		294	

( ) 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	56,567	38,250	14,669	39,333	13,632	67,080		
	補正前	56,567	38,250	14,669	39,333	13,632	66,786		
	比 較						294		
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後		948	3,095	421,749	337,114	21,760		
	補正前		948	3,095	421,749	337,114	21,760		
	比 較								

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(482) 125	573,972	277,687	94,098	945,757	160,923	1,106,680	
補 正 前	(482) 125	573,972	277,687	94,098	945,757	160,923	1,106,680	
比 較								

( ) 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後				7,173	7,140	28		
	補正前				7,173	7,140	28		
	比 較								
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				79,457		300		
	補正前				79,457		300		
	比 較								

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料		給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分			
		昇 給 に 伴 う 増 加 分			
		そ の 他 の 増 減 分			
職員手当	294	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分	294	時間外手当の増	294

議案第101号

南砺市国民健康保険税条例の一部改正について

南砺市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南砺市国民健康保険税条例（平成17年南砺市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者

均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することが



できる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の南砺市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月1日以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。